

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年6月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500065号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500024号

第1 結論

請求者のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年8月15日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年7月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年8月15日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和20年8月15日まで

昭和17年3月から終戦までの期間にA社B製作所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。同社B製作所に勤務した期間のうち、女性が厚生年金保険に加入できるようになった昭和19年10月1日から昭和20年8月15日までを厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)により、A社B製作所において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが記載されているが、資格喪失日が空欄となっている請求者の旧姓と同姓同名で、かつ生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、i) 請求者が同僚であったと記憶している者の姓及び姓名について、A社B製作所に係る被保険者名簿により確認できること、ii) 請求者が、請求期間当時の疎開工場、業務内容及び出来事などを具体的に記憶していること、iii) 請求者を記憶していると回答している同僚がいること、iv) 同社B製作所における請求者の勤務を請求者の弟が陳述していることなどから判断して、請求者が請求期間当時、同社B製作所に勤務していたことが認められる。

さらに、オンライン記録により、請求者の旧姓と同姓同名で、かつ生年月日が同一

の被保険者について確認したところ、請求者のほかに見当たらず、当該未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録は資格喪失日の記載が確認できないが、請求者は、会社から速やかに田舎に帰るように指示があったこと及び同郷の同僚と一緒に車で帰郷したことなど、具体的に退職時の状況について記憶しており、これらの記憶は同僚が記憶する状況と一致し、信ぴょう性が認められるところ、請求者が一緒に帰郷したとする同僚は、A社B製作所における資格喪失日が昭和20年8月15日となっており、請求者についても同年8月14日まで同社B製作所に勤務していたことが認められる。

また、A社B製作所に係る被保険者名簿において、請求者の未統合記録の前後に記載されている被保険者59人のうち、当該被保険者名簿及び旧台帳に資格喪失日の記載がない者が18人おり、戦時中及び戦後において、保険出張所（当時）による厚生年金保険の記録の管理が不適切であったと認められる。

なお、請求者のA社B製作所における厚生年金保険被保険者の資格取得日については、旧台帳及び被保険者名簿において、昭和19年6月1日と記載されているが、同年6月から同年9月までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）が、厚生年金保険法に名称変更され、併せて適用範囲が一般事務職である男子や女子労働者に拡大されたことによる準備期間であり、厚生年金保険被保険者として保険料の徴収は行われておらず、年金額の計算の基礎とならない期間となる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は昭和20年8月15日とすることが妥当である。

また、昭和19年10月から昭和20年7月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500152 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500026 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 7 月 31 日、平成 22 年 7 月 30 日及び平成 23 年 7 月 29 日の標準賞与額を 17 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 31 日、平成 22 年 7 月 30 日及び平成 23 年 7 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 31 日、平成 22 年 7 月 30 日及び平成 23 年 7 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 22 年 7 月 30 日
③ 平成 23 年 7 月 29 日

請求期間①、②及び③について、A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A 社から提出された賞与支払明細書により、請求者は、請求期間①及び③は 17 万円、請求期間②は 17 万 5,000 円の賞与を支給され、全ての請求期間について 17 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500071号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500028号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和46年3月18日、喪失年月日を昭和48年2月26日に訂正し、昭和46年3月から同年9月までの標準報酬月額を2万4,000円、同年10月から昭和47年9月までの標準報酬月額を7万2,000円、同年10月から昭和48年1月までの標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和46年3月18日から昭和48年2月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年3月18日から昭和48年2月下旬まで

私は、中学卒業を機に同級生5人とA事業所に集団就職し、職場の近くの寮で生活しB職として勤務した。辞める時も同僚の何人かと一緒に、昭和46年3月18日から48年2月下旬まで働いた。一緒に勤めていた友達に記録が有り、私に記録が無いのは納得がいかない。請求期間について、厚生年金保険の被保険者として年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された写真、A事業所において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚から提出された写真、当該事業所の回答、昭和46年3月18日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している集団就職した同級生とする同僚5人及び同期入社とする複数の同僚の回答、当該同級生とする同僚5人のうち請求者と同時期に退職した旨の回答をしている同僚4人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録により、請求者は昭和46年3月18日から昭和48年2月25日まで、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係るオンライン記録及び被保険者原票には、請求期間に符合する請求者と姓が1文字違い、生年月日の日が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（取得年月日が昭和46年3月18日、喪失年月日が昭和48年

2月26日)が確認できる一方、当該未統合記録に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(以下「記号番号払出簿」という。)には、請求者の氏名とは一致しており、生年月日の日のみが相違する記録が確認できる。

さらに、記号番号払出簿及びA事業所に係る被保険者原票によると、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録と上記の集団就職した同級生とする同僚5人の厚生年金保険台帳記号番号及び健康保険整理番号は連番であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は請求者の記録であり、事業主は、請求者が昭和46年3月18日に被保険者資格を取得し、昭和48年2月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A事業所に係るオンライン記録及び被保険者原票の記録から、昭和46年3月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から昭和47年9月までは7万2,000円、同年10月から昭和48年1月までは7万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500050号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年10月25日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。厚生年金保険に加入していたはずなので、請求期間を被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたとするA社について、商業登記簿謄本及び登記簿の目録により同社を確認することができる。請求者の戸籍の附票により確認できる請求期間当時の請求者の住所、請求者が所持する同社の住所が記載された請求者の名刺及び請求期間時代に請求者が使用していたとする通勤定期券の記載内容から判断して、期間を特定することはできないものの、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿において、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本及び登記簿の目録により、A社は、商号変更及び所在地の移転を繰り返した後の平成8年6月に解散しており、請求期間当時の同社の事業主を特定することはできない上、その後の事業主については、氏名を確認することはできないものの、個人を特定することができず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者は、当時のA社の上司及び同僚について、氏名を記憶しておらず、上司及び同僚を特定することもできないことから、請求期間当時の請求者の勤務実態及び同社における厚生年金保険の加入状況等の証言を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500074 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500027 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間① : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
請求期間② : 昭和 59 年 12 月 1 日から昭和 60 年 2 月 4 日まで
請求期間③ : 昭和 60 年 12 月 27 日から昭和 61 年 1 月 1 日まで

請求期間①については、学校を卒業して、昭和 56 年 4 月 1 日からA社に勤務した。

請求期間②については、それまで勤務していたA社B営業所が昭和 59 年 11 月 30 日に閉鎖されることに伴い、同社C営業所において勤務を希望するか聞かれ、当該営業所への勤務を希望した。その後、昭和 60 年 1 月に同社の本社に赴き、業務内容等の説明を受けた後、実家に戻り、しばらく期間を空けて引っ越しを行い、配属先である同社C営業所に勤務した。

請求期間③については、昭和 60 年 12 月 31 日付けで退職する旨の退職届を提出した。

請求期間①から③までの期間について、年金額に反映しなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録によると、A社において、昭和 56 年 7 月 1 日資格取得していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、請求者はA社及びA社 (D工場) の同僚の姓等を挙げているところ、請求期間①にA社又はA社 (D工場) において厚生年金保険被保険者記録がある 43 人の同僚に照会し、24 人から回答を得たが、当該期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

さらに、i) A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 同社の元事業主は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である旨の回答をしていること、iii) 同社の当時の社会保険事務担当者は、同社における厚生年金保険の取扱い

は不明である旨の回答をしていることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

加えて、請求者から提出された写真、預金通帳、身分証明書及び封筒等の資料では、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できない。

請求期間②について、雇用保険の記録によると、請求者は昭和60年1月17日に求職申込みを行い、当該期間のうち同年1月24日から同年2月3日までの期間の雇用保険を受給したことが確認できる上、A社において、昭和56年7月1日資格取得、昭和59年11月30日離職、昭和60年2月4日再度資格取得していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、請求者はA社及びA社（D工場）の同僚の姓等を挙げているところ、請求期間②にA社又はA社（D工場）において厚生年金保険被保険者記録がある44人の同僚に照会し、21人から回答を得たが、当該期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

さらに、i) A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 同社の元事業主は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である旨の回答をしていること、iii) 同社の当時の社会保険事務担当者は、同社における厚生年金保険の取扱いは不明である旨の回答をしていることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

加えて、請求者から提出された写真、預金通帳、身分証明書及び封筒等の資料では、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できない。

請求期間③について、雇用保険の記録によると、A社において、昭和60年2月4日資格取得、同年12月26日離職していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、請求者はA社及びA社（D工場）の同僚の姓等を挙げているところ、請求期間③にA社又はA社（D工場）において厚生年金保険被保険者記録がある43人の同僚に照会し、22人から回答を得たが、当該期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

さらに、i) A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 同社の元事業主は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である旨の回答をしていること、iii) 同社の当時の社会保険事務担当者は、同社における厚生年金保険の取扱いは不明である旨の回答をしていることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

加えて、請求者から提出された写真、預金通帳、身分証明書及び封筒等の資料では、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500044 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500029 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 12 月 29 日から平成 7 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社での資格喪失日が平成 6 年 12 月 29 日となっているが、本来は平成 7 年 1 月 1 日であるので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、A 社を平成 6 年 12 月 28 日に離職していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間について、年末は出勤していない旨の陳述をしている。

さらに、請求者が名前を挙げた複数の同僚は、請求者は同じ部署ではなかったため、退職日までは分からない旨の陳述をしている。

加えて、A 社は平成 24 年 3 月 31 日に解散している上、親会社である B 社は、請求者に係る当時の資料はなく厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500022号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月26日

請求期間①から③までについて、A社から賞与が支給されていたが記録がないので標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、i) 請求者は、現金支給であった旨陳述している上、賞与明細書等を保管していないこと、ii) A社は、商業登記簿謄本によると平成23年7月*日に破産廃止手続の決定確定をしており、元事業主は当時の資料を保管しておらず不明と回答していること、iii) 請求者の居住地を管轄するB市は、当時の課税関係資料について、保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。